令和8年度

鳥獣保護区等位置図

大阪府

鳥獣保護区特別保護地区

1 箕面勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区

区域　箕面勝尾寺鳥獣保護区内に設置されている府営箕面公園の区域のうち、箕面川の河川区域、滝道及びその法面（併せて幅員50メートルの区域に限る。ただし、府道豊中亀岡線から箕面川に下る部分にあっては、滝道の中心線から左右25メートルの区域とする。）並びに昆虫館及びその附属施設の区域を除いた区域

期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

面積　約70ヘクタール

鳥獣保護区

① 箕面勝尾寺鳥獣保護区

区域　箕面川の一の橋を起点とし、府営箕面公園と箕面観光ホテルの境界を北西進し、箕面市有林と国有林との境界に至り、同境界を西進して、箕面ゴルフ場の東端に至る。同所から箕面ゴルフ場と国有林との境界を北進し、市道箕面五月山線との交点に至り、同市道を北東に少し同じて箕面川ダム右岸に至る。同所からダム沿いに北進し、府道茨木能勢線との交点に至り、同府道を約200メートル南東進し、清水谷林道との交点に至る。同所から同林道を東進し、勝尾寺参に通じる小道との交点に至り、同所から同小道を南進し、勝尾寺高山間の小道との交点に至る。同所から同小道を300メートル東北進し、勝尾寺林道に通じる小道との交点に至り、同小道を東南進し、勝尾寺林道との交点に至る。同所から同林道を南西進し、府道豊中亀岡線に至り、同線を東進し起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

面積　約629ヘクタール

② 生駒山鳥獣保護区

区域　大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の路線の交点None点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、八尾市と柏原市の境界線、八尾市道高安73号線、市道南高安68号線、市道南高安6018号線、市道南高安75号線、市道南高安54号線、市道南高安55号線、市道南高安6029号線、市道南高安6030号線、市道南高安58号線、市道南高安6043号線、市道南高安198号線、市道南高安217号線、市道東高安安中線、荒川、市道南高安23号線、市道南高安26号線、近畿日本鉄道信貴線、市道高安3号線、市道高安1号線、東大阪市道石切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道石切東44号線、市道石切東34号線、市道石切東30号線、市道布市日下線、市道孔舎衛東32号線、市道孔舎衛東29号線、市道孔舎衛東31号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約2,100ヘクタール

③ 金剛山葛城鳥獣保護区

区域　南河内郡千早赤阪村と奈良県との境界線のうち、伏見峠を起点とし、小道を約800メートル西進、伏見林道に至り、これより同林道を南西進し、府道富田林五条線との接点に至る。同所から同府道を北西進、長谷林道との接点に至り、これより同林道を北東進し、小道を通り旧赤阪村界に至る。同所から尾根づたいに南東進し、奈良県との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約326ヘクタール

④ 芝野山鳥獣保護区

区域　河内長野市天野町、同市下里町及び滝市との交点を起点とし、同点から河内長野市天野町と同市下里町との境界を南進し、下里農道との交点に至り、同点から同農道を東進し、市道門前下里線との交点に至り、同市道を南進し、市道下里口上条線との交点に至り、同点から同市道を東進し、国道170号（旧道）との交点（市立天野少年球技場付近）に至り、同国道を東進し、河内長野市天野町、同市下里町及び同市小山田町との交点に至る。同点から市道高向広野線を南進し、同線と接続している小道（同市天野町と同市旭ヶ丘の境界線）に至り、同点から同小道を南進し、同市天野町と同市田野との境界に至り、同境界を南西進し、同市天野町、同市田野及び和泉市との交点に至り、同点から同市田野と滝市との境界線を北進し、河内長野市、和泉市、滝市との境界との交点に至る。

期間　令和5年9月1日から令和15年10月31日まで

面積　約348ヘクタール

⑤ 岩湧山鳥獣保護区

区域　大阪府河内長野市加賀田地区内において、岩湧寺参道と林道滝谷線との交点を起点とし、同林道を東進、同林道とタケノ谷の小道の交点に至り、同点から小道を東進、同小道と加賀田及び天見の境界線との交点に至り、同点から同境界線を南進、同境界線と大阪府及び和歌山県との境界線との交点に至り、同点から同境界線を西に進み標高852.8メートル地点に至り、同点から河内長野市滝畑及び加賀田の境界を西進、同境界線が北方へ曲がる地点から直線で岩湧山頂（標高897.7メートル）に至り、同山頂から直線でその北西の標高478.6メートルの山頂に至り、同点から直線で北東一並防山頂（標高540.9メートル）に至り、同点から岩湧寺参道の標高270.0メートルの地点に至り同点から直線で起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成30年11月1日から令和10年10月31日まで

面積　約600ヘクタール

⑥ 槇尾山鳥獣保護区

区域　和泉市と河内長野市との境界線のうち十五丁石地蔵を起点とし、松原分岐から五ツ辻に至り、根来谷林道を北進、府道槇尾山弘並線の接点に至り、同点から府道を約850メートル北西進、これより峰づたいに約1,000メートル東へ進み、さらに峰づたいに約1,250メートル北へ進んだ点から直線で東へ約260メートル進み、府道鬼畑境界線に至る。これより尾根を上り峰づたいに和泉市と河内長野市との境界線に至り、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約399ヘクタール

⑦ 葛城牛滝鳥獣保護区

区域　葛城山頂を起点とし、峰づたいに北東進し、牛滝川と東風谷との合流点に達する尾根を下り、府道岸和田牛滝山具塚線に至る。これより岩屋山に通じる尾根を上り、岸和田市と和泉市との境界線を南進、和歌山県との境界線に至り、同点から同境界線を経て起点に至る線（ブナ原生林区域を含む。）で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約512ヘクタール

⑧ 犬鳴山鳥獣保護区

区域　府道泉佐野打田線のうち泉佐野市と和泉山県との境界線を起点とし、府道を北進、泉佐野市大木字トンゴに至り、同点を峰づたいに東進し、泉佐野市と貝塚市との境界線に至り、同境界線を経て和泉山県との境界線まで進み、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約488ヘクタール

⑨ 妙見山鳥獣保護区

区域　府道岡崎野間口線の妙見橋を起点として、同点から峰づたいに南南西に進み府道炭木能勢線に至り、これを南下する。途中、荒谷橋に至り、更に680メートル同府道を南下したところで山道に入り、峰づたいに天台山頂に至る。これより谷に入り、西南西に谷を経て初谷に至り、林道初谷線との交点に至る。この点より谷を北西方面に約300メートル進み、更に北方に300メートル進んで兵庫県との境界に至る。同点から峰づたいに妙見山頂を経て大笠雄まで進み、林道大笠雄線を北に進み、山腸谷にいに東進し、府道炭木能勢線に至り、同府道及び府道国崎野間口線を経て起点に至る線で囲まれた区域。

期間　令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

面積　約394ヘクタール

⑩ 地蔵寺鳥獣保護区

区域　河内長野市所在国道371号、市道清水登代石仏線、府道加賀田片添線、府道加賀田片添線から市道青葉台ハイツ14号線に至る里道を経て、市道青葉台ハイツ14号線との交点へ至る。同点から266m東進し、市道青葉台ハイツ26号線との交点、市道青葉台ハイツ26号線、市道青葉台ハイツ26号線から市道清水登代石仏線へ至る里道、市道唐久谷線、林道唐久谷線、林道唐久谷線から林道流谷線に至る小道、林道流谷線及び市道流谷線で囲まれた区域

期間　令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

面積　約365ヘクタール

⑪ 紀泉高原鳥獣保護区

区域　阪南市所在国有林801、802、806、807の各林班、岬町所在国有林810、811の各林班、急取池及び岡池堤防を含む一円の区域

期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

面積　約305ヘクタール

⑫ 交野鳥獣保護区

区域　交野市と枚方市大字津田との境界の西端を起点とし、同境界を南東進し、大阪府と奈良県との境界に至り、同境界を南進し、交野市と四條畷市との境界線に至り、同境界を西進し、ゴルフクラブ四条畷敬地に沿って北西進し、通称大谷山道に至り、同山道を北進し、十万橋に至り、同橋を渡り、市道妙見東線に至り、同道路を北進し、妙見川との交点に至り、同川左岸堤防を北進し、市道四条畷妙見線との交点に至り、同道路を北進し、大阪公立大学附属植物園との接点に至り、同点から植物園敷地に沿って北東進し、同園敷地東端に至り、同点から直線で標高119.9メートル（通称さんべえ山）に至り、同点から交野市水道局所管高区配水池に直線で至り、同点から直線で標高216メートルのゴケバラの背に至り、同点から直線で高天原小宮奥津宮神社西端に至り、同点から直線で関西電力株式会社北河内線61号鉄塔に至り、同点から関西電力株式会社北河内線59号鉄塔に至り、同点から北に直線で起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約1,525ヘクタール

⑬ 四條畷特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府砂防設備讃良用砂盛工（整理番号18-04）を起点とし、同点から北に直進し、四條畷市と交野市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と交野市との境界線を西進し、四條畷市、交野市及び寝屋川市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と寝屋川市との境界線を西進し、四條畷市、寝屋川市及び大東市との境界線の交点に至り、同点から四條畷市と大東市との境界線を東進し、大阪府砂防設備神社谷砂盛工（整理番号22-01）に至り、同点から四條畷神社の敷地西端に沿って北進し、市道南野9号線との交点に至り、同点から市道南野9号線を北進し、市道南野2丁目17号線との交点に至り、同点から市道南野2丁目17号線を北進し、権現川との交点に至り、同点から権現川を東進し、御机橋との交点に至り、同点から御机橋を北進し、市道南野8号線との交点に至り、同点から市道南野8号線を西進し、市道南野6丁目17号線との交点に至り、同点から市道南野6丁目17号線を北進し、国道163号との交点に至り、同点から国道163号を東進し、清滝橋北詰先の市道清滝下田原線との交点に至り、同点から市道清滝下田原線を東進し、讃良川との最北の交点に至り、同点から讃良川を北進し、起点に至る線で囲まれた区域及び四條畷市と奈良県、国道163号との境界線の接点を起点とし、同点から国道163号を西進し、市道田原中央線との交点に至り、同点から市道田原中央線を東進し、市道大谷地線との交点に至り、同点から市道大谷地線を西進し、府道中垣内南田原線との交点に至り、同点から府道中垣内南田原線を西進し、府道大阪生駒口線との交点に至り、同点から府道大阪生駒口線を東進し、奈良県と四條畷市との境界線との交点に至り、同点から奈良県と四條畷市との境界線を東進し、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

面積　約774ヘクタール

⑭ 大東特定猟具使用禁止区域

区域　大東市全域

期間　令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

面積　約1,827ヘクタール

特定猟具使用禁止区域（銃器）

① 宿野特定猟具使用禁止区域

区域　豊能郡能勢町宿野436番地の５及び437番地の１から437番地の４までにまたがる旧大阪府総合青少年野外活動センター敷地並びに436番地の１から436番地の４まで、438番地の１から438番地の３まで及び439番地の１から439番地の３までを含む一円の区域

期間　令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

面積　約216ヘクタール

② 宿野北特定猟具使用禁止区域

区域　大路次川と京都府亀岡市の交点を起点とし、同川を南下し、豊中市野外活動センターのプール南端から同センターの敷地境界線を西進し、標柱１から標柱10を順次進み、能勢町宿野445－１と436－１の境界線に至り、同境界線を北進し、亀岡市境界との交点に至り、同境界を東進し起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和6年11月1日から令和16年10月31日まで

面積　約29ヘクタール

③ 能勢・山辺特定猟具使用禁止区域

区域　町道東山辺砂原線と町道上山辺行者線の交点を起点とし、同上東山辺砂原線を西進、山辺一里松線を北西進、大口屋線に入り北東進、奥智谷川沿いを北進、37林班ろ小班の境界を北進、37林班と大阪府・京都府の境界に至り、境界沿いに東進、45林班沿いを南東進し、旧野外活動センター敷地境界が尾根上で終わる地点から起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

面積　約460ヘクタール

④ 能勢町市街地特定猟具使用禁止区域

区域　町道園部能勢線と下宿野剛尾山線との交差点を起点とし、町道宿野２号線を南東に進み、山百合橋を渡り一庫大路次川左岸を南下、七田橋を渡り町道森上平通線を北西に進み、国道173号線に至る手前約200メートルを西南へ谷沿いに進み、国道173号線沿いの地目界（山林と道路の境界）を南進、新橋より山田川左岸を通り下田大橋を横切り府道宿野下田線沿いに一庫大路次川を約660メートル南下し、町道下田宮谷線を横切り地目界（山林と田畑の境界）を北進、能勢町立能勢小学校、能勢町立能勢中学校を北西に進み、町道平野線を横切り山田川右岸沿いに北西に進み、塩坪橋より国道173号線を北進、森上大橋より山田川右岸を北西進、町道今西橋地線を通り府道烏能勢線を約50メートル北西に進み、地目界（山林と田畑の境界）を東進、町道森上塩栗橋線に至り、更に地目界（山林と田畑の境界）を通り、国道173号線山辺口交差点に至り、城山橋より山辺川左岸を南進、地目界（山林と田畑の境界）を府道烏能勢線に平行して進み、更に府道宿野下田線に平行して地目界（山林と田畑の境界）を北東に進み、町道大里２号線を横切り、町道宿野野原線を通り、府道園部能勢線を通り起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成30年11月15日から令和10年10月31日まで

面積　約150ヘクタール

⑤ 平野特定猟具使用禁止区域

区域　府道能勢猪名川線と町道福新田奈線との交差点を起点とし、府道能勢猪名川線を猪名川町方面に約400メートル南進し、私道を約200メートル東進し山林に至り、尾根線沿いに町道下柳上所線に至るまで下り、山地界を西進し、府道能勢猪名川線に至り、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和4年11月15日から令和14年11月14日まで

面積　約10ヘクタール

⑥ ときわ台東ときわ台光風台特定猟具使用禁止区域

区域　東ときわ台高区配水池を起点とし、東ときわ台地区と吉川地区の境界を南進し、箕面市との境界線に至る。同点より同境界線上を西進し、兵庫県川西市との境界線に至る。同点より同境界線上を500メートル北進、さらに900メートル南西進し、光風台6丁目地内汚水処理場東側地点に至る。同点より住宅地と山林の境界線上を300メートル南西進し、国道477号線に至る。さらに同国道より住宅地と山林の境界線上を500メートル北西進し、再び兵庫県川西市との境界線に至る。同点より同境界線上を北西進し、兵庫県川西市、豊能町光風台地区、吉川地区の交点に至る。同点より光風台地区、吉川地区境界線上を800メートル北東進、さらにときわ台地区、吉川地区境界線を500メートル北東進し、吉川浄水場に至る。同点より同境界線上を500メートル東進、さらに東ときわ台地区、吉川地区境界線上を400メートル東進、300メートル南進し、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約185ヘクタール

⑦ 新光風台特定猟具使用禁止区域

区域　光風台大橋を起点とし、新光風台地区、吉川地区境界線上を西南西進し、兵庫県川西市との境界線に至る。同点より同境界線上を北西進し兵庫県川西市、豊能町新光風台地区、吉川地区の交点に至る。同点より新光風台地区、吉川地区境界線上を北進し、新光風台低区配水池に至る。同点より同境界線上を600メートル東進、さらに1,000メートル南進し、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約73ヘクタール

⑧ 止々呂美特定猟具使用禁止区域

区域　水と緑の健康都市特定土地区画整理事業区域の境界と国道423号の交点にある境界標柱5K－149を起点とし、同区域と下止々呂美地区との境界を西進し標柱5K－148から標柱5K－1、引き続き標柱1K－1038から標柱1K－981へ順次進み、同標柱から直線で標柱1K－17に至る。同区域と下止々呂美地区の境界を南進し標柱1K－16から標柱1K－1、引き続き標柱2K－684から標柱2K－637へ順次進み標柱2K－636に至る。同標柱から箕面市と兵庫県川西市の境界を北上し標柱2K－635から標柱2K－58へ順次進み標柱2K－57に至る。同標柱から箕面市と豊能郡豊能町との境界を東進し豊能郡豊能町吉川止々呂美線の交点にある標柱2K－11に至り、同境界を尾根づたいに東進し標柱3K－146から標柱3K－27を順次進み標柱3K－26に至る。同標柱から水と緑の健康都市特定土地区画整理事業区域と上止々呂美地区との境界を南進し、標柱3K－25から標柱3K－1、引き続き標柱4K－155から標柱4K－1、引き続き標柱5K－201から標柱5K－150へ順次進み起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約390ヘクタール

⑨ 希望ヶ丘特定猟具使用禁止区域

区域　希望ヶ丘高区配水池を起点とし、希望ヶ丘地区、木代地区境界線上を600メートル南進し、阪急バス豊能営業所に至る。同点より同境界線上を1,300メートル北西進し、希望ヶ丘1号公園に至る。同点より同境界線上を400メートル北東進し、希望ヶ丘1丁目北端部に至る。同点より同境界線上を800メートル東進し、希望ヶ丘地区、木代地区、切畑地区の交点に至る。同点より希望ヶ丘地区、切畑地区の境界線上を500メートル南東進し起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約57ヘクタール

⑩ 茨木北特定猟具使用禁止区域

区域　市道長谷中央南線と府道粟野車作線との交点を起点とし、同府道を西進し、茨木市と豊能郡豊能町との境界線との交点に至り、同境界線を北進し、茨木市と京都府の境界線との交点に至り、同境界線を東進し、清流橋に至り、同点から府道粟野車作線を東進し、太子町と河南町との境界線、太子町と富田林市との境界線、太子町と羽曳野市との境界線、太井川、町道太子奥室線、同太子奥室線と同向少路１号、府道客芝太子線、近鉄南大阪線、太子町と羽曳野市との境界線を経て起点に至るまでの線で囲まれた区域

期間　令和5年11月1日から令和15年10月31日まで

面積　約216ヘクタール

⑪ 上音羽特定猟具使用禁止区域

区域　府道余野茨木線と市道上音羽14号線の交点を起点とし、同市道、林道深谷線、市道上音羽16号線を経て市境に至り、市境を北上して府道余野茨木線との交点から同府道、市道上音羽７号線、市道下音羽上音羽線、市道上音羽11号線、市道上音羽10号線、府道余野茨木線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成30年11月15日から令和10年11月14日まで

面積　約73ヘクタール

⑫ 清渓見山特定猟具使用禁止区域

区域　府道余野茨木線と市道上音羽14号線との交点を起点とし、同市道を西進し、林道深谷線、市道上音羽16号線を経て豊能町箕面接続の林道中里深谷線（山麓自然歩道）を南進し、市道泉原３号線（東海自然歩道）を東進して同４号線、同５号線を経て府道豊中亀岡線に至り、同府道を経て市道泉原千提寺線を東進し、箕面茨木抵評線を北進して府道豊中亀岡線に至り、市道下音羽９号線（キリシタン自然歩道）、市道下音羽上音羽線を西進し、市道上音羽11号線、同10号線、府道余野茨木線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和7年11月1日から令和17年10月31日まで

面積　約470ヘクタール

⑬ 石河・清溪特定猟具使用禁止区域

区域　府道余野茨木線と府道忍頂寺福井線との福井における交点を起点とし、そこから府道余野茨木線、府道茨木抵評線、市道佐保15号線、市道佐保13号線、市道佐保12号線、更に府道余野茨木線を北上し、市道泉原千提寺線、府道茨木抵評線、府道茨木亀岡線、旧府道茨木亀岡線を経て、大字半作と大字生保の境界線、大字福井と大字生保の境界線を西進し、府道茨木亀岡線を経て、市道泉原千提寺線を西進し、府道茨木亀岡線を西南西進し、市道山手台五丁目山手台六丁目線を経て、市道山手台五丁目山手台六丁目線と市道山手台57号線との交点から東進して府道茨木亀岡線に至り、府道茨木亀岡線を30メートル東進し、その地点から南進して市道山手台79号線に至り、同線を経て、市道山手台78号線、市道山手台80号線から山手台東町と大字桑原との境界線を北進して市道桑原２号線に至り、同線を経て、市道山手台88号線、市道山手台89号線、更に市道山手台85号線の終点から20メートル南進し、市道山手台中央線の交点に至り、同線を経て、市道山手台二丁目山手台一丁目線、市道山手台中央線、市道忍頂寺福井線を経て、起点に戻る各線で囲まれた区域

期間　令和4年11月15日から令和14年11月14日まで

面積　約844ヘクタール

⑭ 茨木特定猟具使用禁止区域

区域　茨木市と箕面市との境界線と府道茨木・能勢線の交点を起点とし、同線を経て、市道宿久庄23号線、更に市道宿久庄7号線の終点から30メートル市道北へ進んだ地点から市道宿久庄二丁目安威一丁目線の交点に至り、同線を経て、警察病院南東角から北進し、市道室山8号線との交点に至り、同線を経て、市道室山6号線、市道室山2号線、市道室山6号線、市道西福井三丁目室山一丁目線、府道余野・茨木線、更に市道東福井13号線の終点から200メートル東進し、真鹿寺前を市道と、市道東福井8号線の交点に至り、同線を経て、市道西安威一丁目東福井線の交点から50メートル東進し、市道西安威4号線の起点に至り、同線を経て、終点から170メートル東進し、市道安威7号線の終点に至り、同線を経て、市道安威2号線、市道安威3号線、市道安威一丁目安威三丁目線を経て、府道茨木亀岡線との交点から北進し、長ヶ谷橋北角から20メートル東進し、茨木市と高槻市との境界に至り、同境界から茨木市と摂津市との境界、茨木市と吹田市との境界、茨木市と箕面市との境界線を経て、起点に至る各線で囲まれた区域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約3,273ヘクタール

⑮ 箕面特定猟具使用禁止区域

区域　箕面市と池田市との境界線と国有林と箕面市有林との境界線上の尾根道の交点を起点とし、同尾根道（国有林と箕面市有林との境界線）を東進し、府営箕面公園と箕面観光ホテルの境界を経て、箕面川の一つ橋に至り、同所から府営箕面公園と私有地との境界を東進してオヶ原林道との交点に至り、同林道を約1,850メートル北東進し、同所から小道を北進後、府道豊中亀岡線との交点に至り、同府道を東北進し国有林と箕面市有林との境界線を経て、同林道を東進しシラミ地蔵に至り、同所から小道を北進し府道豊中亀岡線に至り、同府道を200メートル東進し勝尾寺林道との交点に至り、同林道を300メートル東北進し勝尾寺国際広場入口に至り、同所から小道を西進し東海自然歩道との交点に至り、同所から東海自然歩道を北進し豊能郡豊能町との境界に至り、同境界を東進し豊能郡豊能町、茨木市、吹田市、池田市との境界を進み、起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで

面積　約2,858ヘクタール

⑯ 池田特定猟具使用禁止区域

区域　国道173号線と国道423号線の交点木部交差点を起点とし国道173号線を980メートル南下し中橋交差点に至る。同交差点より市道池田北8号線を200メートル東進し、府道池田箕面線に至り同道を2,500メートル東進し箕面市との境界線に至る。箕面市との境界線を南下し、箕面市、豊中市との境界線に至り、更に豊中市との境界線を南下し、豊中市、伊丹市の境界線に至る。伊丹市との境界線を西進し、伊丹市、川西市との境界線に至り、川西市との境界線を北上し加茂井堰に至る。加茂井堰を渡り、市道細河第22号線を60メートル南下し市道細河第53号線を110メートル東進し起点に至る線で囲まれた地域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約970ヘクタール

⑰ 高槻原特定猟具使用禁止区域

区域　高槻市原地内の木山寺自然環境保全地域の南端と接する東海自然歩道の標高480.9メートルの地点を起点とし、同自然歩道を南東進、林道木山寺線との分岐点に至り、同所より同林道を南進、林道際面ヶ谷線との分岐点に至り、林道際面ヶ谷線を約450メートル南南西進、標高221.9メートルの地点に至り、同所より尾根を約100メートル南進、標高244.2メートルの地点に至り、同所より尾根沿いに約30メートル西進後、さらに尾根沿いに約80メートル南進、標高248.3メートルの地点に至り、同所より約120メートル西進、標高256.3メートルの地点に至り、同所より尾根沿いに約70メートル南南西進後、さらに尾根沿いに約140メートル西北西進、標高246.9メートルの地点に至り、同所より約270メートル南南西、谷に至り、同所より尾根を北西進、標高188.1メートルの地点を通って林道際面ヶ谷線に至り、同所より同林道を約100メートル東北東進、標高163.5メートルの地点に至り、同所より尾根を北北東進、標高209.3メートルの地点に至り、同所より尾根を約200メートル北進、同所より谷を約100メートル北西進、同所より谷を約250メートル北北東進、同所より尾根を約100メートル北北西進、標高269.4メートルの地点に至り、同所より尾根を約100メートル北北東進、標高266.3メートルの地点に至り、同所より尾根を約550メートル北東進、標高392.3メートルの地点に至り、同所より尾根を約90メートル北進、標高488.9メートルの地点を通って起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和8年11月15日から令和18年10月31日まで

面積　約100ヘクタール

⑱ 高槻特定猟具使用禁止区域

区域　名神高速道路、府道枚方亀岡線との交点を起点とし、名神高速道路、府道萩谷西五百住線、高槻市と茨木市との境界線、府道萩谷四五百住線、府道萩谷西五百住線から北大阪変電所の北端に至る小道、北大阪変電所北端の小道から林道市後谷線に通じる小道に至る水路、林道市後谷線に通じる小道、林道市後谷線、市道原28号線、市道原29号線、市道原東条下条線及び府道枚方亀岡線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

面積　約600ヘクタール

⑲ 高槻南特定猟具使用禁止区域

区域　高槻市と摂津市、茨木市との境界線の接点を起点とし、高槻市と茨木市との境界線を北進し、名神高速道路に至り、同道路を北東進し、梶原トンネルの上り線に至り、同所より、梶原１丁目と同２丁目の境の市道を南進し、旧西国街道に至り、同街道を北東進し、島木町との境界に至り、同境界に沿って淀川右岸提防に至り、同所より淀川右岸提防を南進し、摂津市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで

面積　約3,322ヘクタール

⑳ 島本特定猟具使用禁止区域

区域　島本町と京都府の境界線と淀川右岸提防との交点を起点とし、淀川右岸提防を南南西に進み、島本町と高槻市の境界線に至り、同境界線上を北西に進み、名神高速道路を北北東に進み、島本町と京都府の境界線に至り、同境界線上を南東に進み、名神高速道路を北北東に進み、島本町と京都府の境界線に至り、同境界線上を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで

面積　約385ヘクタール

㉑ 豊中特定猟具使用禁止区域

区域　豊中市全域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約3,660ヘクタール

㉒ 吹田特定猟具使用禁止区域

区域　吹田市と大阪市、豊中市との境界線の接点を起点とし、吹田市と豊中市との境界線、吹田市と箕面市との境界線、吹田市と茨木市との境界線、吹田市と摂津市との境界線、吹田市と大阪市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで

面積　約3,611ヘクタール

㉓ 摂津特定猟具使用禁止区域

区域　摂津市と大阪市、吹田市との境界線の接点を起点として、摂津市と吹田市との境界線、摂津市と茨木市との境界線、摂津市と高槻市との境界線を経て淀川の右岸提防に至り、同所より右岸提防を南進し、大阪市との境界を経て、摂津市と大阪市との境界線を進み、起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和元年11月15日から令和11年11月14日まで

面積　約1,487ヘクタール

㉔ 大東特定猟具使用禁止区域

区域　東大阪区域内、大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の交会点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、東大阪市と八尾市の境界線、東大阪市道石切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道石切東44号線、市道石切東34号線、市道布市日下線、市道孔舎衛東32号線、市道孔舎衛東29号線、市道孔舎衛東31号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域以外の区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約4,731ヘクタール

㉕ 八尾特定猟具使用禁止区域

区域　八尾市道南高安73号線の終点を起点とし、順次、八尾市と柏原市の境界線、八尾市と藤井寺市の境界線、八尾市と松原市の境界線、八尾市と大阪市の境界線、八尾市と東大阪市の境界線、八尾市道高安1号線、市道高安3号線、近畿日本鉄道信貴線、市道南高安26号線、市道南高安23号線、荒川、市道東高安安中線、市道南高安217号線、市道南高安198号線、市道南高安6043号線、市道南高安58号線、市道南高安6030号線、市道南高安6029号線、市道南高安55号線、市道南高安54号線、市道南高安75号線、市道南高安6018号線、市道南高安68号線、市道南高安73号線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約3,315ヘクタール

㉖ 柏原市特定猟具使用禁止区域

区域　柏原市全域

期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで

面積　約2,539ヘクタール

㉗ 堺市特定猟具使用禁止区域

区域　堺市と高石市の境界線と阪神高速湾岸線との交点を起点とし、同線を北東進して堺市と大阪市の境界線に至る線よりも海側を除くすべての市域

期間　平成30年11月15日から令和10年11月14日まで

面積　約13,300ヘクタール

㉘ 大阪狭山特定猟具使用禁止区域

区域　大阪狭山市全域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約1,192ヘクタール

㉙ 富田林特定猟具使用禁止区域

区域　富田林市と千早赤阪村との境界線と府道東阪三日市線の交点を起点として、同府道を西進、府道甘南備川向線との合流点から南進し、甘南備16号農道との交点まで至り、同農道を経て、富田林市と河内長野市との境界に至る。同市境を西進し、同市境と富田林市道竜泉1号線の交点から、同市道を北上し、府道甘南備川向線を経て、国道309号に至り、同国道を西進し、石川右岸まで至り、同岸を南進し、河内長野市の境界線に至る。同市境を北上し、大阪狭山市、堺市美原区、羽曳野市、太子町、河南町、及び千早赤阪村の境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで

面積　約3,200ヘクタール

㉚ 太子町特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府と奈良県の境界線と太子町と羽曳野市との境界線の交点を起点とし、大阪府と奈良県との境界線、国道166号、同道166号と町道畑笥内線（南河内ブルーフロード）との接点から狩場池の西側を経て山田沙水場に至る線、山田沙水場から田畑と山林の境界を進み、南ヶ池の西側、今池の東側、楽師寺、町道畑笥内線（南河内ブルーフロード）を経て、同畑笥内線（南河内ブルーフロード）と、太子町と河南町との境界と同線との交点に至る線、太子町と河南町との境界線、太子町と富田林市との境界線、太子町と羽曳野市との境界線、太井川、町道太子奥室線、同太子奥室線と同向少路１号、府道客芝太子線、近鉄南大阪線、太子町と羽曳野市との境界線を経て起点に至るまでの線で囲まれた区域

期間　令和7年11月15日から令和17年10月31日まで

面積　約895ヘクタール

㉛ 石川特定猟具使用禁止区域

区域　石川河川区域のうち、石川右岸堤防と河南町大字一須賀地区と富田林市西条町１丁目地区との境界線を起点とし、同堤防を南下し、河南町大字山城地区と富田林市大字北大賀地区との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　令和8年11月1日から令和18年10月31日まで

面積　約10ヘクタール

㉜ 東大阪特定猟具使用禁止区域

区域　東大阪区域内、大東市と東大阪市の境界線及び府道大阪生駒線の西側の交会点を起点とし、順次、大東市と東大阪市の境界線、大阪府と奈良県の境界線、東大阪市と八尾市の境界線、東大阪市道石切枚岡高安線、府道枚岡停車場線、近畿日本鉄道奈良線、市道石切東44号線、市道石切東34号線、市道布市日下線、市道孔舎衛東32号線、市道孔舎衛東29号線、市道孔舎衛東31号線及び府道大阪生駒線の西側の路線を経て起点に至る線で囲まれた区域以外の区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約4,731ヘクタール

㉝ 八尾特定猟具使用禁止区域

区域　八尾市道南高安73号線の終点を起点とし、順次、八尾市と柏原市の境界線、八尾市と藤井寺市の境界線、八尾市と松原市の境界線、八尾市と大阪市の境界線、八尾市と東大阪市の境界線、八尾市道高安1号線、市道高安3号線、近畿日本鉄道信貴線、市道南高安26号線、市道南高安23号線、荒川、市道東高安安中線、市道南高安217号線、市道南高安198号線、市道南高安6043号線、市道南高安58号線、市道南高安6030号線、市道南高安6029号線、市道南高安55号線、市道南高安54号線、市道南高安75号線、市道南高安6018号線、市道南高安68号線、市道南高安73号線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月1日から令和9年10月31日まで

面積　約3,315ヘクタール

㉞ 柏原市特定猟具使用禁止区域

区域　柏原市全域

期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで

面積　約2,539ヘクタール

㉟ 堺市特定猟具使用禁止区域

区域　堺市と高石市の境界線と阪神高速湾岸線との交点を起点とし、同線を北東進して堺市と大阪市の境界線に至る線よりも海側を除くすべての市域

期間　平成30年11月15日から令和10年11月14日まで

面積　約13,300ヘクタール

㊱ 大阪狭山特定猟具使用禁止区域

区域　大阪狭山市全域

期間　令和2年11月15日から令和12年11月14日まで

面積　約1,192ヘクタール

㊲ 富田林特定猟具使用禁止区域

区域　富田林市と千早赤阪村との境界線と府道東阪三日市線の交点を起点として、同府道を西進、府道甘南備川向線との合流点から南進し、甘南備16号農道との交点まで至り、同農道を経て、富田林市と河内長野市との境界に至る。同市境を西進し、同市境と富田林市道竜泉1号線の交点から、同市道を北上し、府道甘南備川向線を経て、国道309号に至り、同国道を西進し、石川右岸まで至り、同岸を南進し、河内長野市の境界線に至る。同市境を北上し、大阪狭山市、堺市美原区、羽曳野市、太子町、河南町、及び千早赤阪村の境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

期間　平成29年11月15日から令和9年11月14日まで

面積　約3,200ヘクタール

㊳ 太子町特定猟具使用禁止区域

区域　大阪府と奈良県の境界線と太子町と羽曳野市との境界線の交点を起点とし、大阪府と奈良県との境界線、国道166号、同道166号と町道畑笥内線（南河内ブルーフロード）との接点から狩場池の西側を経て山田沙水場に至る線、山田沙水場から田畑と山林の境界を進み、南ヶ池の西側、今池の東側、楽師寺、町道畑笥内線（南河内ブルーフロード）を経て、同畑笥内線（南河内ブルーフロード）と、太子町と河南町との境界と同線との交点に至る線、太子町と河南町との境界線、太子町と富田林市との境界線、太子町と羽曳野市との境界線、太井川、町道太子奥室線、同太子奥室線と同向少路１号、府道客芝太子